

東松山市業務継続計画・受援計画【概要版】令和4年3月

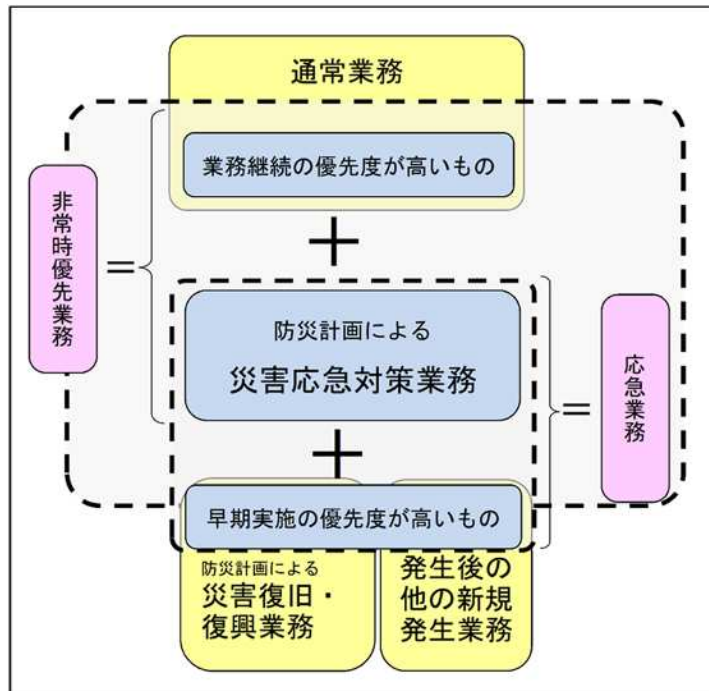
第1章 総則 (P1~6)

○背景・目的

大規模災害時には、市庁舎等の建物やパソコンなどが被害を受けるとともに、市職員も被災することが想定され、平常時の業務執行環境を前提とした通常業務を行うことは困難である。また、多種多様な災害対応に関する業務が発生することから、優先すべき非常時優先業務を選定することで、迅速かつ的確に災害対策を実施することが可能となる。

市では、災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、東松山市業務継続計画を見直すとともに、受援の仕組みを構築し、「東松山市業務継続計画・受援計画（以下「本計画」という。）」として策定した。

○非常時優先業務の実施



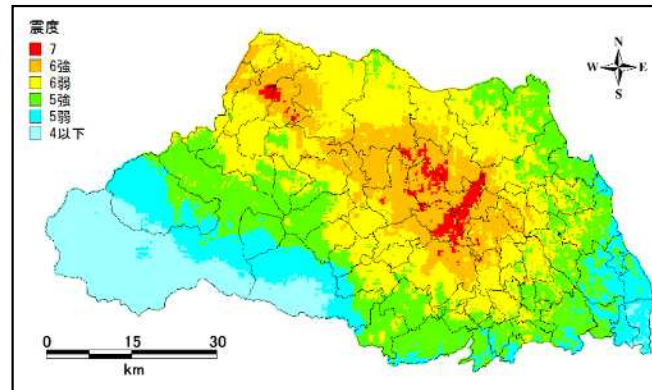
実施方針

1. 市民の命をつなぐ災害応急対策業務を最優先で実施する。
2. 通常業務を可能な限り停止又は縮小する。
3. 迅速に応援要請を実施する。

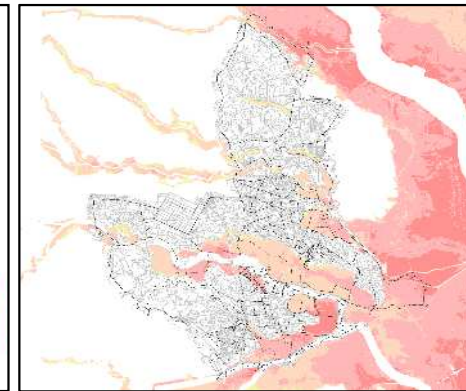
第2章 被害想定 (P7~14)

埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度）で想定されている地震のうち、市に対して最も影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：南）」を想定地震とする。

また、風水害による被害は、「荒川水系荒川及び入間川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」、「荒川水系市野川洪水浸水想定区域図」、「荒川水系吉野川水害リスク情報図」、「荒川水系和田吉野川水害リスク情報図」に基づき、これらの河川が全て氾濫した場合を想定する。



<震度分布図（関東平野北西縁断層帯地震破壊開始点：南）>



<想定される浸水想定範囲>

第3章 災害対策の実施体制 (P15~18)

【情報収集体制】

震度4の地震が発生した場合、気象警報等の発令が予想される場合又は台風が接近し被害発生が予想される場合に災害情報連絡室を設置する。

【警戒体制】

震度5弱の地震が発生した場合、災害の発生が予想される場合（台風直撃等）又は水防警報の発表・水位周知がなされた場合に災害警戒本部を設置する。

【非常体制】

震度5強以上の地震が発生した場合、特別警報が発表された場合又は相当規模の災害の発生が予想される場合に災害対策本部を設置する。

第4章 非常時における業務継続のための体制確立 (P19~29)

「首長不在時の代行順位」、「職員の参集体制（参集想定）」、「代替拠点の特定」、「必要資源の確保（電力、食料・飲料水、トイレ）」、「多様な通信手段の確保」、「行政データのバックアップ」の6項目について、整理した。

第5章 非常時優先業務 (P 30~44)

○非常時優先業務の前提条件

大規模災害発生時に、市民の生命、身体及び財産を守り、市の社会機能を維持するため、市として実施すべき業務を「非常時優先業務」として選定した。選定方法は、平常時の事務分掌及び災害時の事務分掌を対象に、発災から1か月以降まで（風水害対策は警戒期を含む。）を対象期間として調査を実施した。※併せて当該調査結果を踏まえて受援対象業務を選定した。

○震災対策の非常時優先業務（全庁）

- ① 応急・復旧業務 507業務（受援対象 170業務）
- ② 優先度が高い通常業務 253業務（受援対象 83業務）

○風水害対策の非常時優先業務（全庁）

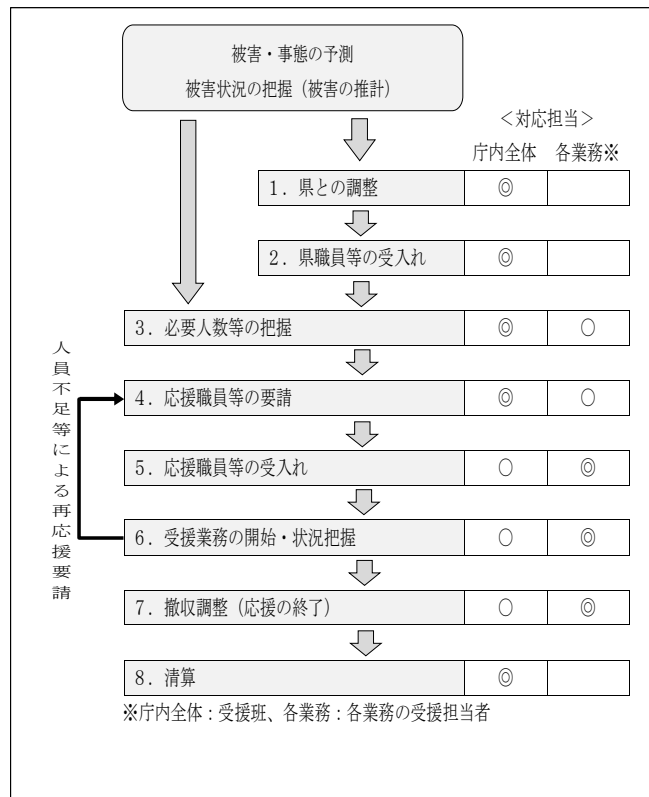
- ① 応急・復旧業務 497業務（受援対象 163業務）
- ② 優先度が高い通常業務 255業務（受援対象 82業務）

第6章 受援体制 (P 57~71)

○人的受援

災害対策本部の本部事務局内に人事課（受援班）を配置し、災害対策本部内の人的支援が必要な各業務の把握、外部との応援要請・受入れに関する全体的な調整を実施するとともに、庁内職員の配置変更等も実施し、庁内外全体の人的支援の需給調整の機能を追加した。

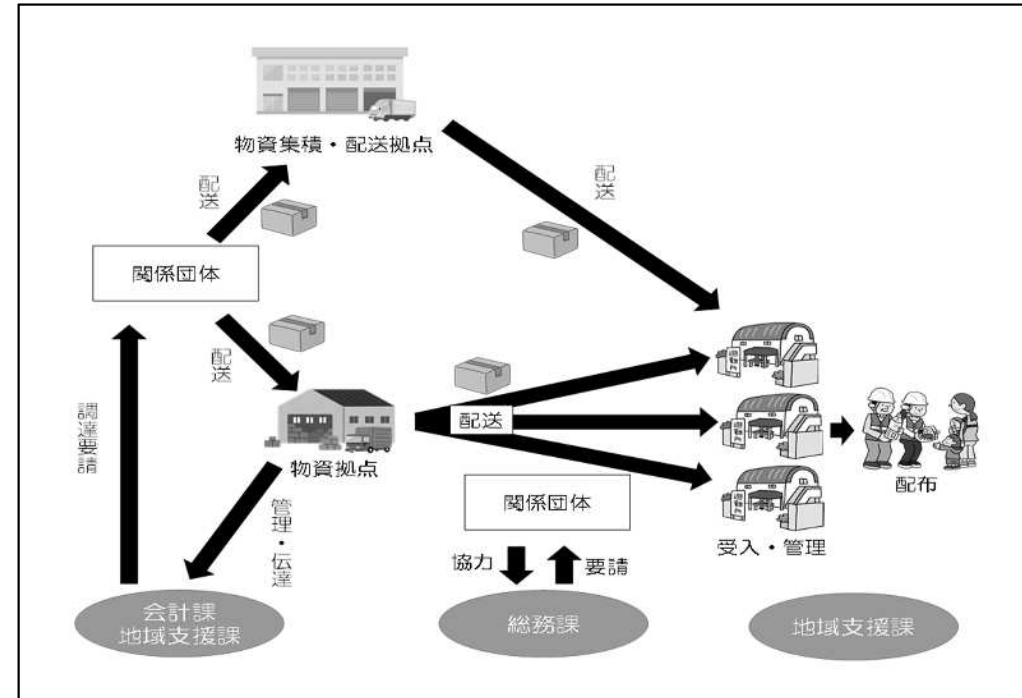
また、各課では、応援職員の受入れに関する担当窓口を設け、応援職員の配置や市職員との業務分担の整理などを行うとともに、人事課（受援班）に対して、応援職員の受入れ状況の報告等を実施することとした。



○物的受援

会計課及び地域支援課（物資班）において、大規模災害発生時、食料・生活必需品等を一元的に管理し、効率的に配分するための物資拠点を設置して対応する。

また、災害の規模に応じて災害時応援協定を活用し、対応する



第7章 課題と対策 (P 74)

市の非常時優先業務を実施する各防災拠点施設における業務執行環境の課題と対策を整理した。

第8章 計画の定着と改定 (P 75)

市の全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、一人ひとりの職員に課せられた役割を果たすことができるよう、職員に対する教育・研修・訓練を行い、その対応能力の向上に努めるものとする。